

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和7年3月13日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和7年3月13日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第19号議案	「質疑・討論・採決」
第20号議案	「質疑・討論・採決」
第21号議案	「質疑・討論・採決」
第22号議案	「質疑・討論・採決」
第23号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長	鈴木長良	副委員長	カークランド陽子		
委員	今泉吉孝	浅尾洋平	柴田賢治郎	山田辰也	長田共永
	中西宏彰	丸山隆弘			

欠席委員 なし

説明のため出席した者

健康福祉部、上下水道部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 高橋加奈

開 会 午後 1 時30分

○鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより、12日の本会議において本委員会に付託をされました第19号議案から第23号議案までの5議案について審査いたします。

5議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第19号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になってます第19号議案の質疑をさせていただきたいと思えます。

昨日の本会議での質疑もいろいろあったので、内容は分かってきたんですが、今一度、この1人当たりの国保税を幾ら引き上げるのか教えていただきたいと思えます。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 1人当たり保険税の引上げですけども5,050円、約4.9%の引上げを見込んでおります。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 5,050円で、4.9%の今回、引上げの税条例一部改正ということで理解をいたしました。

こちら、値上げに関してなんですけど、1年間での値上げの総金額というのが5,050円というような理解でいいのか教えてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 おっしゃるとおり、年間で5,050円分となります。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この値上げをされるよということで、影響する人数、この課税に係る加入者の数が分かったら教えてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 影響のある被保険者数ですけども約7,900名と今回、試算しております。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

前回の値上げもあつたかなと思います。そのときには、恐らく5,700名の方が影響を受けて、今回は7,900人ということで、またちょっと課税の影響する方が広がったんだなとちょっと思うわけでありましたが。

そういった中で、前回、令和6年3月に5%ぐらい値上げしたかと思いますが、今回4.9%値上げするという、段階で値上げしてくるというような流れかなと思うんですが、昨日の本会議でも、滝川議員と部長の答弁のやり取りを聞きますと、その流れが令和11年まで続くという理解をしたんですが、そういった段階を経る計画で、この国保税の値上げというのは今されているということなのか、そこら辺の流れを教えてください。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 国保税の引上げについてですけども、予定では今、令和11年度まで段階的に引き上げることを予定しております。

理由としましては、現在、愛知県におきましては、令和11年度を目標として、納付金ベースでの保険税についての統一というのを、県、そして全市町村で進めているところになります。このまま現状ですと、新城市と県が示す保険料率というのが大分、開きがございまして、必要な歳入を集めることが現状できておりません。令和11年度まで段階的に上げていくことでございます。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。大変開きがあつて、今でも赤字経営だと。それを県統一を、愛知県も目指して号令をかけているという流れだなと理解をいたしました。

市民の負担が、また一段と大変になると、今、物価高だとか、いろんな経済状況の厳しい中でそういったことも起こっているという理解をするわけでありますが。

そういう中で、もう一方気になるというところが、ちょっと読みますと、この市独自の減免基準というのがあって、その一部も今回の廃止をして増額するよという改正もあるのかなと思います。

資料を読みますと、廃止する分が1,660円負担額が増えるというような理解であります。そういう理解、内容も含めて説明をしていただければと思います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、市独自減免基準についてですけども、こちらは具体的には新城市国民健康保険税条例施行規則の第8条にあります基準を一部見直すものになります。

具体的なことを申しますと、法定軽減、所得に応じて税を7割、5割、2割軽減するというものが全国统一で行われております。新城市ももちろん行っておるんですけども、その軽減の対象になった方について、新城市の場合は、さらに均等割額と平等割額を軽減後の額からプラス10%引きますという減免を職権で行っております。

先ほどの7割、5割、2割の法定軽減というものにつきましては、軽減した額は、国ですとか県費だとか市費が補填する形を取っておりますが、この独自減免につきましてはそういった補填がないため、低所得世帯が行った減免というのは、もうそれ以外の軽減の対象にならなかった世帯の負担として納めていただくこととなります。

そういう受益、医療給付を受ける給付と納税という負担のバランスを考えたときに、一部の世帯について負担が増えることとなりますので、いわゆる中間所得層、軽減の対象となる世帯を低所得世帯として見たとき軽減の

かからない世帯を中間所得層と見るんですけども、そちらの負担が極端に上がり過ぎるというような試算の結果が出ましたので、今回は、独自減免を廃止したいと考えたものになります。

独自減免の廃止の影響は1人当たりになりますと1,660円と見込んだんですけども、この1,660円につきましては、先ほどの5,050円の中に含まれるものとなっております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。じゃあ、増えた分の1,660円というのを含んで5,050円ですよということで理解をいたしました。

あと、大変な赤字の状況というのも理解するわけですが、こういった値上げの負担は、最終的には、この利用者の被保険者に入っていくわけですが、そういった代表者での話合いだというふうには分かるんですが、それ以前の説明会というか、そういった被保険者対象への説明というのは、この間してきたのか伺いたいと思います。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 市民というか被保険者の方への座談会というかそういった説明というのはやっております。

今後ですけども、ホームページや広報等で広く周知することと、資格確認書ですとか、納税通知書、そういったものをするときには被保険者の方に、個々に案内したいと考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 最後にしますけど、やっぱり、値段が上がるということは、非常に市民の負担が大きいということがまずあるのではないかなと思いつつながら、負担の公平性というのを求められているというところも分かります。

一方で、昨日の本会議の議論でもありまし

たけど、やっぱり受益の公平性というのはどうなのかなと私も疑問に思っています。医療を受けるというのは、全てにおいて平等であるべきだとは私も思います。

ただ、住む場所で、都会に住んでいたら、高度医療、また、お産医療が享受できるわけです。一方で、こういった山間部の新城とかにいたら、3次救急のない、またお産もできない、小児科も救急に対応していない、こういった状況の医療格差でいいのかと、私は思うわけです。

やっぱり、ここは市というよりも県とか国が、やはりそこをちゃんと担保していただかないと、ほかの公平性だけを押しつけられても、医療の質をこちらとしてはほしいわけです、住民だとか、子どもを育てるためには安心した医療を、育てたいと思うからこのまちに住もうとかということ、多分にあるわけですから。

そういったところで、愛知県の医療構想とかも見ると、北部医療圏は、高度医療の、高度急性期のベッドが必要だって、救急車を必要だって県が言ってるのにもかかわらず、ゼロのまんまなわけです、何十年もと。ここを全然動かさずに、負担の公平を、県は言うというのは、私はちょっとどうなのかなと、おかしいと思うわけです。

やっぱり、救急、小児科のお医者さんも複数いて、新城市民病院で救急対応するべきだって、愛知県の医療計画を見ると書いてあるんです。あるんだけど、1人しか今ないということで、やっぱりこれを実現させてくださいよと、してくださいよと、僕は県に言いたいわけです。

そういう中で、今回、値上げの話というのは、やっぱり、まず医療の配分を平等にしている話だと、私自身は思いたいんですが、そこら辺の医療の格差、名古屋に住んでる医療と新城に住んでる医療の格差が激しいと思うんですが、そこら辺の認識というのを、市

としてどう考えてるか、また教えていただきたいと思いますが。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 お話のある医療資源についてですけども、今回の運営協議会の中でも、この医療資源、医療サービスに関する議論というのが行われております。受益と負担ということなんですが、税負担を求めていくことに合わせて、医療資源というか、サービスの充実、そちらも進めることが必要ではないかという議論が協議会の場ではありました。

最終的には、協議会から答申をいただいているんですけども、附帯意見として、そのことを載せて承っております。意見を受けた市としましては、今回、運営協議会においてそういった議論がされているということは、愛知県の国保主管課には伝えさせていただいております。

それに対しまして、国保主管課、医療計画を所管する部署とは全く違うんですけども、そういった話があるということ、医療計画等管轄する部署へ伝えていきますという回答はいただいております。

もう1点なんですけども、この医療資源、こちらにつきましては、医療資源が少ないことと医療サービスが受けられないということは、必ずしもイコールではないと感じております。実際、新城市よりも医療資源が少ないと思われる東栄町ですとか、設楽町の医療費支出というのは、新城市よりも高くなっております。東三河の北部医療圏を見たときなんですけども、この地域の入院の方というのは、約半数が豊橋とか、豊川の東三河の南部医療圏のほうにかかられるという計算となっております。実際、国民健康保険のレセプトなんかを見ましても、豊橋市民病院だとか、あと豊橋医療センター、多分、鳳来地区の方なんかは、浜松の聖隷浜松病院ですとか、あと浜松医科大とか、あちらに入院される方が多いん

だと、感覚的には思っております。

今後、地域医療資源の充実を進めなければいけないかと思うんですけども、それと同時に、南部医療圏とか、ほかの地域との連携というのを充実させていくことが、安心な暮らしにつながるかなと感じております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 運営協議会があったということで、またそのメンバーと出てきた意見など私もちょっと聞ける限り聞きたいと思います。

〔不規則発言あり〕

○鈴木長良委員長 その件は、資料請求にあるということによろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料からちょっとお聞きします、資料いただいたものから。

大体、今、浅尾委員から一通り、その資料に基づいての中で質疑がありましたが、確認したいんですけども、赤字という言葉が浅尾委員から言われたんですけども、それを補填するがために基金を投入するという、最終的な動きが計画どおりというんですか、今年の統一以降の指針の中にもあったわけですか。

この基金の動きというのは、今後のことを含めてどんなような想定で、今年の当初の出発するに当たっての計画どおり、今、行っているのか。特に、今回、新年度予算からめると、やっぱり加入者自体が少なくなっているというので、その分、跳ね上がってきているということもあって、今後、この基金も想定より早くこれ、枯渇しないかなというのでちょっと心配があるんですけど、それも含めてお伝えして。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 基金の赤字補填へ

の利用ですけども、こちらにつきまして、令和2年度以降、毎年足りない部分を補填しておる状況が続いております。

昨年度、その前の年ですね、運営協議会の協議の中で、税率の引上げとともに、基金を税率の急激な上昇を抑えるために使うということで、最終的には2億円程度を残すということになっておるんですけども、今回の試算での2億円、大体2億円残るように試算したものでございます。

ただ、今回、補正でも基金の取崩しを少し上げておりますので、税とか県からの交付金だとか、そういった歳入が思ったほど入ってこないという状況がありますので、若干予定していたよりも多めに崩しておるかなという状況があります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと戻ってしまっているんですけども、この附帯意見というのが、資料の中にありましたかね。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 すみません。附帯意見は、運営協議会からの答申書に書かれておるんですけども、今回の資料の中には答申書は入っておりませんので、この中にはございません。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 もう一回、再確認したいんですけど、答申の中身。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 答申の中身ですけども、税率改正については適当とするということと、附帯意見として4点ございます。

ちょっと読ませていただきますけども、1番として、医療資源、サービスの充実。第3期愛知県国民健康保険運営方針において、県内のどこに住んでいても同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられるのが望ましいとしており、その実現が急務である。国民健康保険、

直営診療施設であり、地域の中核的病院でもある新城市民病院の充実に努めるとともに、病院利用者の移動手段を確保し、維持していくこと、あわせて県等の関係機関へも継続して強く働きかけをしていくこと。

2番としまして、医師の高齢化、高齢者問題。医師の高齢化が進んでおり本市においても、後継者の不在等から廃業する医療機関が出るのが予想される。良質な医療が受けられるよう、医師確保の方策について県や国へ働きかけ、市においても可能な対策を検討すること。

3番としまして、分かりやすい改定内容の周知、医療情報の提供。被保険者の混乱を招かぬよう、昨年に引き続き、広報紙、ホームページ等で改定内容について分かりやすく説明するとともに、制度周知の徹底を図ること、また、医療を受ける方が病院等の選択を適切に行うことができる医療情報を分かりやすく提供していくこと。

4番としまして、保険者としての経営努力、保険税収入の確保や保健事業の推進による医療費の適正化と被保険者の負担軽減につながる取組を進めること。

以上、4点の附帯意見が出ております。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 メモ書き程度に書いてみただけですけど、また改めて資料を出してもらえらるなら、委員長、資料請求、今のいただいて。

○鈴木長良委員長 では、資料の提出をよろしく願いいたします。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 その中で、一番最後に附帯として挙げられたもの、負担軽減、どういふふう負担軽減をしていくんだというようなそんな策が何か、資料見た中では、計画ちょっと見いだせないもんですから、流れをちょっと読んでいくと、先ほども少し触れられたと思うんですけど、国や県のお金が、今回減少してしまってる、その影響も受けてる可能

性もなきにしもあらずで、実際、影響はあると思う。

その辺をちょっと心配するところにも、どうやってこれも克服できるように、県としても、また各市町村としても対応していくんだと。この辺のところ、すごく議論していかないかんとこだと思うんですが。

かといって、県が統一に向けての意思決定をされたのは、各市町村が全員そろって、全市町村がやっておるもんですから、それがそもそもスタートで動いてる。何か条件が、当然、そのときにあったと思うんですよ。負担軽減、この附帯決議に挙げられたようなところがあると思うんですが。

昨年の説明していただいた中でも、どうもちょっとそこところが、具体的なものが見いだせないもんですから、特段の何か動きが、1年、2年、これから2年目に入っていくということなんですけど、何か明確な分かりやすい部分があればですが。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 被保険者の負担軽減、税率の賦課、税の負担軽減ということを考えますと、歳入を増やすことかなと考えております。具体的には、国や県からの保険者努力支援の交付金というのがございます。各いろんな保険事業をやったりだとか、保険事業をやることで、例えば、収納率が上がったとか、健康の指針が上がったとか、そういったポイントを積み上げることによって交付金が多く入るという仕組みがございますので、保険者努力としてそういったところを強く推進していけたらと考えております。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 資料からありますけれども、資料の34ページのところ、いいですか、ページ数で言っている。税率改定の考え方についてということなんですけど。

この最初の考え方のすぐ下のところの中で、20.1%の乖離があると書いてあるんですね。

これというのは、この20.1%という乖離というのはどういう根拠でいうんですか。それからまた、令和11年度における乖離は約38%ぐらい、この辺のところのちょっと説明していただけるとありがたいです。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 まず、20.1%の乖離ですけども、こちらは、県の標準税率で求めたときと、市の現行の税率で試算したときの調定額の差になります。その差が約20%という状況です。

令和11年度における38%なんですけども、こちらは現行の市の税率で求めた調定額と、今後、1人当たり納付金というのが、大体毎年3%分ぐらいずつ伸びておりますので、同じような傾向で、令和11年度までの伸びていったとしたら、そのとき県の率というか、県が示す納付金で見込み調定額と、現行の市の税率で見込んだ調定額が38%まで広がるのではないかと推計したのになります。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 現行の率で計算するというのは当然、広がってくるということなんですけど、昨年の当初の全体の見積り、ずっと、県の計画も示してもらったんですけど、当然これ広がっていくもんで、それを縮めるために税率を上げてくという流れですね。

令和11年度にゼロになるように、ゼロというか統一できるように。それ、第一段階ということですので、そうすると、予算が来て、単純に今の現行だけで掛けたりする、あまり何かどうかなって。

令和11年度で、愛知県の国民健康保険の運営上、本当はこれ、パーセントが広がらないという説明になるわけじゃない。これ、現行で計算されたのかと思って、ちょっと。逆に、ちょっと意味が分からんけど。

○鈴木長良委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 現行の税率と比較し、38%だからそのまま上げなかったとき、

これぐらい開くというのがまず1個で、それを基に、毎年どれぐらい上げていけばいいかという推計を立てるために、この38%出しました。

そうすると、毎年、大体6.7%ぐらいずつ上げていけば、令和11年度にはその差がゼロになると見込んだものです。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今年度のことについては理解できました。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第19号議案の新城市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

市民の生活が苦しい中で、国民健康保険税を今回4.9%値上げするという内容です。この値上げは、市民にとっては、やはり大変、大きな負担となり、今の経済状況では容認できるものではありません。

値上げ理由、保険の運用の厳しさ、また、人口減少で運営が厳しいというのは理解をいたします。その中で、今回の影響する方々は7,900人ということで、前回値上げ5,700人からさらに広がるということで、非常に懸念をしております。

受益者への負担ということもありますが、私自身は、一方で、医療の受益の不公平さというのは深刻な問題が横たわっているのではないかなと言わざるを得ません。

都会では当たり前前の救急医療や産科施設が、この住んでいる新城以北にはありません。質疑の中でも言いましたが、県の医療計画の中

には、この北部医療圏には3次救急や高度救急ベッドが必要だと県が言っているのにもかかわらず、いつも実現しないわけです。

こうした内容が、やはり県がつくった北部医療圏の医療構想や計画に、やはり責任を持って充実させることが先ではないでしょうか。

やはり、今の国民健康保険の現状、値上げの説明もまだしていないままで市民の理解が得られないと思い、また、市民の医療提供としての医療の質、公平性を優先するべきだと考えて反対といたします。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は、賛成の立場で討論を行います。

保険により誰もが医療を受けれることが重要であり、県の中で統一化に向け、段階的に進めていく必要があります。それに収支を合わせることも、また、その中でも低所得者層に対する配慮もあり、今後、受益と負担の議論も十分に重ねた結果である本案件について、賛成をいたしたいと思えます。

今後、運営協議会の意見を踏まえて、当地域における医療資源の充実も図られることも確認できたことから、賛成をいたしたいと思えます。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第19号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

第19号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に、第20号議案 新都市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案 新都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第21号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第22号議案 新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 この水道事業、日本は水がおいしくて、新城市もそうなんですけど、しかし、水道事業者というのは小規模がすごく多いということで、その資格とかいろんな緩和をここで要求して、それに対する緩和、資格を持っている水道事業者が減らないようにという配慮だと思うんですけど、主に、新城市は水道事業者さんのケースが何件ぐらいあって、事業に対する高齢化率というかその辺はどうでしょうか、伺います。

○鈴木長良委員長 瀬野尾参事。

○瀬野尾充彰整備課参事 この条例につきましては、水道法に定められた水道技術管理者が少し足りないということで、市役所の資格を持っている職員がおりましたので水道事業者には資格があるからとか、そういった方々を対象にしてるというものでなくて、我々が水道事業を運営していくに当たって、必ず置かなければならない、そういうものの今回の条例改正でございますので、水道事業者とはちょっと今回、外れてるということで御理解いただければと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 第23号議案で、1つ教えていただきたいんですけど、昨日、本会議で滝川議員だとか鈴木議員とかで大体、内容は理解したんですけど、その中で1つ、気になったというかちょっと教えてほしいのが、パスポートみたいなものになるということなので、個人の特定できるようにしていきたいよと、部長さんの答弁あったかと思うんですけど、これをどういうふうな特定の仕方を想定されるのかなとちょっと思ったので、教えていただきたいと思います。

○鈴木長良委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 これまでも、資料館、保存館では会員証というのを発行していました。それで、今回も会員証みたいな、いわゆる年パスのようなものを発行いたします。

それで、これを御購入いただくときに、お名前等こちらで聞き取りさせていただいて、いわゆる会員の台帳のようなものを整備するんですけども、そこにメールアドレスとかもお聞きして、必要な方には、資料館、保存館、博物館の情報をお渡しするとしていきたいと考えております。

そこで聞き取りしたお名前を、年パスの裏面に、名前と、それから会員の番号を入れるようにいたしまして、それで今回、年度券で

はなくて、1年間有効、買った日から1年間有効という形にしますので、表面に年パスを買われた購入日を記入して、裏面に名前が入るといった形になりますので、必ずそれぞれの施設に入るときにはそれを御提示いただいて、確認してお入りいただくというような形を考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、浅尾委員に言ってもらったことで、ちょっと、それとはまた別にこの観覧券と共通、そのもの自体がパスポートになるわけではないの。じゃなくて、どんなチケットになるのかなという、ちょっと素朴な疑問です。団体へのところは。

○鈴木長良委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今回、大きく3つの券が、今までもそうですが、発行されるような形でやっております。

1つは、それぞれの施設に入るための単独券、例えば、この券を買うと資料館にしか入れないよとか、この券は博物館にしか入れないよという券が単独の券になります。今の予定ですと、例えば、資料館に入るためには400円、今回の改定後ですけれども、400円のチケットを御購入いただいて、それを資料館にしか入れませんという券になります。

それから、もう一つの件が共通券という形になりまして、この券を買っていただくと、それぞれの施設に1回ずつ入れるという券です。ですので、1年間のうちに、資料館に1回、保存会に1回、博物館に1回という券が共通券になります。

それと、もう一つが、今申し上げた年パスというか、年間の共通観覧券というものになって、こちらはそれを御購入いただくと、1年間は何度でもそれぞれの施設に入れますよという形になるので、今回この年間パスポ

ートをつくったというのは、それぞれの施設には、いわゆるそれぞれの施設のファンのような、それぞれ施設にどうしても行きたいとか、何回も企画展とか講演会等にも参加したいという方がおられますので、そういった方々が、それぞれ毎回入るたびに買わなくてもいいように、それを御購入いただければ、何回でも入れますよというのが、年間の共通会員券になります。

ですので、3種類あって、それぞれが今度、大人と子どもに分かれますよというような形になります。

以上です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1人1年間、今、分かりました。1人1回600円というのも、これも共通観覧券だから、3つの施設に行けるんですね。1年間それも有効になるという。

紛失も当然あるか分からんけど、どういうチェックをされる、何か印鑑ぽんと押すとか、スタンプにするみたいな。

○鈴木長良委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 これまでは、いわゆるチケットをもぎるといって、半券をうちのほうでいただくという形にしておりました。ただ、今回3館になるもんですから、それぞれもぎると、2枚であれば最初に入ったところでもぎって、それでもう一つの館に入ったときに最後の券をもぎるといって、半券をもぎるといって形になるんですが、3館ですと、例えば、資料館に来た後、博物館に行った場合に、保存館のほうを先にもぎってしまうという形になりかねないので、今回もぎるといってか、チケットを売ったときに、チケットがいわゆる販売されましたよという形で1枚もぎっておいて、そこで、それぞれ施設に入るときに今度はスタンプを押すという形でやっていきたいと思っております。

資料館に入ったときに、日付の入ったスタンプを押す。それで、今度、博物館に入れば

またスタンプ押して、保存館に行ったときにスタンプを押して、もうそれ以上スタンプの押してあるところにはもうその券は有効ではないというような形で考えておりますので、基本的にはスタンプでやっていきたいと考えております。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 元を買うときに、共通券の1人のチケットを買うときに、発行するときに、要するにそこで日付が明らかになってますね、買ったというのを。そこがないと、1年間のチェックができないんだよ。細かくて申し訳ないです。

○鈴木長良委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 基本的には、買ったときより1年ではなくて、一番最初に入ったときから1年と考えたいと思ってます。買ったときの日付はちょっとどこにも入れるところないもんですから、例えば、前売りのような方で買われる方が、ごくたまにおられます。例えば、友達が来るのであらかじめ買って置いて、それで一緒に入るよという方もお見えになったりするので、そういった方は一番最初に入ったところで日付入りのスタンプを押しますので、そこから1年間有効という形で考えております。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第23号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良